



不動産鑑定士による 不動産の 無料相談会

平成29年

日時

10月7日(土) 10時~16時

会場

さいたま浦和会場 埼玉会館3階3B会議室

熊谷会場 八木橋百貨店1階北口

主催 公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会 共催 公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
後援 国土交通省・埼玉県・さいたま市・熊谷市



さいたま浦和会場



熊谷会場

不動産鑑定士は不動産についての良き相談相手です

不動産鑑定士とは、公正な不動産取引のために地域の生活環境や諸条件を調査し、「不動産の最も有効使用」を判定し、「適正な地価」を判断できる、高度な知識と判断力を有する国家試験による専門家です。

不動産鑑定士の活躍は、地価公示制

度や地価調査制度をはじめ、公共用地の買収評価、相続税路線価評価、固定資産税評価、裁判上の評価、会社合併時の資産評価、現物出資の評価さらには不動産に関するコンサルティング等、公共団体や民間の求めに応じてさまざまな分野におよびます。



こんなとき

おまかせを

こんなこと

不動産を 賃貸借する

マンションや貸しビルなどの家賃等の決定、改定には誰もが納得できる賃料にすることが大切です。このほか、地代や契約更新料、名義書替料なども鑑定評価の対象となります。また、借地権、借家権等の権利関係にも鑑定評価がお役に立ちます。

相続で適正な 価格が知りたい

相続のときに一番問題になるのが土地、建物などの不動産の分配です。鑑定評価をすることにより、適正な価格がはっきりし、公平な相続財産の分配ができ、節税対策にもつながります。

共同ビルの 権利調整や 再開発関連

共同ビルの権利調整や再開発関連の場合は、権利関係が複雑で、理解しづらいものです。複雑なものをスッキリさせ、無用なトラブルを防ぐためにも、公平な立場での鑑定評価が必要です。

不動産を 売買・交換する

土地や建物を買いたい、売りたい時には、その不動産の適正な価格を知ることが大切です。また、不動産を交換するときにも、鑑定評価を活用すれば、取引を安心して進められます。

不動産を 担保にする

お手持ちの土地や家を担保にしてお金を借りるときや担保に取るときは、資産価値がはっきりしていることが絶対条件です。このようなときに、各金融機関から高い信用を得ている鑑定評価書があればによりです。

コンサルティング して欲しい

不動産鑑定士が、大切な資産を守り、育てるために、不動産の最も有効な利用方法を調査、分析し、あなたのコンサルタントとして各種ご相談をお受けします。

資産評価を したい

土地、建物の評価替えをするとき、あるいは、現在の資産価値を知りたいときに、鑑定評価が役に立ちます。不動産の価値は流動的なものだけに、常にそのときどきの資産価値を把握しておくことが大切です。



強い味方です！

人と不動産のよりよい関係づくり
あなたの街の不動産鑑定士に
気軽に相談してください

税務対策として

不動産の交換、会社と会社役員間の取引などで、税務署に対し価格の適正さが鑑定評価書により、立証できます。

ご相談・お問い合わせは **お近くの不動産鑑定士** または **公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会** へ

公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会

さいたま市浦和区高砂3-10-4 TEL048-838-0483 FAX048-866-5316

月例無料相談会実施中 (完全予約制)

毎月第3金曜日 (但し祝祭日を除く)

お問い合わせ、お申し込みは
事務局まで

公益社団法人 **埼玉県不動産鑑定士協会**

さいたま市浦和区常盤4-1-1

☎048-789-6000

<http://www.sfkk.or.jp>